

消費税の引上げと用途の明確化(税制抜本改革)

○消費税率の引上げ

・平成26年4月1日 5% → 8%

消費税 4% → 6.3%
地方消費税 1% → 1.7%

・令和元年10月1日 8% → 10%

消費税 6.3% → 7.8%
地方消費税 1.7% → 2.2%

※ 平成27年度税制改正法: 税率引上げ時期を変更(平成27年10月1日 ⇒ 平成29年4月1日)

※ 平成28年度税制改正法: 軽減税率制度の実施及びその実施から4年後のインボイス制度実施(令和3年4月1日)を決定。

〔軽減税率〕

8%

消費税 6.24%
地方消費税 1.76%

(注) 軽減税率対象品目は、酒類・外食を除く飲食料品及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

※ 平成28年11月消費税率引上げ時期変更法: 税率引上げ時期・軽減税率制度実施の時期(平成29年4月1日 ⇒ 令和元年10月1日)及びインボイス制度実施の時期(令和3年4月1日 ⇒ 令和5年10月1日)を変更

○消費税収の用途の明確化

(消費税法第1条第2項)

消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(参考1) 地方税法第72条の116

1 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

(参考2) 財政法第22条

予算総則には、歳入歳出予算、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為に関する総括的規定を設ける外、左の事項に関する規定を設けるものとする。 第七号 その他政令で定める事項

(参考3) 予算決算及び会計令第15条

財政法第22条第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第十一号 消費税の収入が充てられる経費(特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第二十四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金を除く。)の範囲

※これを受けて、消費税は社会保障4経費に充てられることが予算総則において定められている。